



栃木県公報

平成26年
3月31日(月)
号外
第30号

目次

規 則

- 栃木県家畜保健衛生所手数料規則等の一部改正…………… 1
教育委員会
- 栃木県立美術館管理規則及び栃木県立博物館管理規則の一部改正…………… 9

規 則

栃木県規則第二十八号

栃木県家畜保健衛生所手数料規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県家畜保健衛生所手数料規則等の一部を改正する規則

(栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部改正)

第一条 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和二十四年栃木県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別記細目表2の項から5の項までの規定中「五三〇」を「五四〇」に改め、同表5の2の項中「処方せん」を「処方箋」に、「五三〇」を「五四〇」に改め、同表6の項中「五二〇」を「五三〇」に改め、同表7の項中「六九〇」を「七〇〇」に改め、同表8の項中「二三三〇」を「二三六〇」に改め、同表9の項中「二〇三〇」を「二〇八〇」に改め、同表中10の項を削り、11の項を10の項とし、同表12の項中「二三六〇」を「二四二〇」に改め、同項を同表11の項とし、同表13の項中「二八九〇」を「二九七〇」に改め、同項を同表12の項とし、同項の次に次のように加える。

13	遺 伝 子 検 査	二四四〇	PCR検査等
----	-----------	------	--------

別記細目表16の項中「六〇〇」を「六一〇」に、

同

を

家畜伝染病予防法施行規則に定められた検査方法(遺伝子検査を目的とするものを除く。)による。

に改め、同項の次に次のように加える。

16の2	豚のオースキー病検査	三二〇	
------	------------	-----	--

別記細目表17の項中「一四九〇」を「一五三〇」に、

同

を

家畜伝染病予防法施行規則に定められた検査方法による。

に改め、同表18の項中「ふそ病」を「腐蛆病」に改め、同

表18の2の項中「六〇〇」を「六一〇」に改め、同表18の3の項中「九二〇」を「九四〇」に改め、同表19の項中「一六〇〇」を「一六四〇」に改め、同表21の項中「一一八〇」を「一二一〇」に改め、同表22の項中「七六〇」を「七八〇」に改める。

(栃木県家畜人工授精用精液配布規則の一部改正)

第二条 栃木県家畜人工授精用精液配布規則(昭和三十八年栃木県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「一,050円」を「一,080円」に改める。

(栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正)

第三条 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則(昭和四十年栃木県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表1木材加工試験用設備及び機器の部製材加工機器類の項中「870円」を「890円」に改め、同部集成材等加工機器類の項中「410円」を「420円」に、「1,140円」を「1,170円」に、「500円」を「510円」に改め、同部木材乾燥機器類の項中「850円」を「870円」に、「1,390円」を「1,420円」に改め、同部防菌難燃処理機器類の項中「420円」を「430円」に、「800円」を「820円」に改め、同部その他の項中「490円」を「500円」に改め、同表2木材性能試験用設備及び機器の部強度試験機器類の項中「1,000円」を「1,020円」に、「3,660円」を「3,760円」に、「780円」を「800円」に改め、同部材料保存機器類の項中「620円」を「630円」に、「440円」を「450円」に改め、同部材質測定機器類の項中「410円」を「420円」に、「1,320円」を「1,350円」に改める。

(栃木県都市公園条例施行規則の一部改正)

第四条 栃木県都市公園条例施行規則(昭和四十九年栃木県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二備考中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(栃木県保健環境センター及び栃木県保健所手数料の額に関する規則の一部改正)

第五条 栃木県保健環境センター及び栃木県保健所手数料の額に関する規則(昭和五十二年栃木県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表食品衛生試験手数料の部添加物の成分規格試験の款確認試験の項分析又は確認方法の欄中「沈澱、呈色等三項目」を「沈澱、呈色等三項目」に、「沈澱、呈色等六項目」を「沈澱、呈色等六項目」に改め、同項金額の欄中「千二百八十円」を「千三百十円」に、「二千八百九十円」を「二千九百七十円」に、「五千三百六十円」を「五千五百十円」に改め、同款純度、水分、糞残留物、強熱残留物、乾燥減量等の試験の項金額の欄中「三千九百七十円」を「四千八十円」に、「四千三百九十円」を「四千五百十円」に、「八千四百八十円」を「八千七百二十円」に改め、同部食品、器具容器、包装、おもちゃ、洗淨剤等の試験の款定性試験の項金額の欄中「千四百九十円」を「千五百三十円」に、「二千三百六十円」を「二千四百二十円」に、「三千九百七十円」を「四千八十円」に改め、同款定量試験の項金額の欄中「千二百八十円」を「千三百十円」に、「六千四百三十円」を「六千六百十円」に、「九千二百二十円」を「九千三百八十円」に、「一万七千五百円」を「一万七千五百円」に改め、同部微生物試験の款金額の欄中「千二百八十円」を「千三百十円」に、「二千三百六十円」を「二千四百二十円」に、「三千九百七十円」を「四千八十円」に改め、同表水質試験手数料の部その他の水質試験の款定性試験の項金額の欄中「三百七十円」を「三百八十円」に、「三千九百七十円」を「四千八十円」に改め、同款定量試験の項金額の欄中「千二百八十円」を「千三百十円」に、「千六百円」を「千六百四十円」に、「三千九百七十円」を「四千八十円」に、「六千三百三十円」を「六千五百十円」に、「千十円」を「千三十円」に、「三千八百九十円」を「四千元」に、「五千二百五十円」を「五千四百円」に、「一万二千五百円」を「一万二千八百円」に改め、同部微生物試験の款金額の欄中「六百四十円」を「六百五十円」に、「千十円」を「千三十円」に、「二千八百九十円」を「二千九百七十円」に改め、同表廃棄物及び土壌試験手数料の部定性試験の項金額の欄中「七千八百四十円」を「八千六十円」に、「一万六千六百円」を「一万七千円」に改め、同部定量試験の項金額の欄中「二千三百六十円」を「二千四百二十円」に、「七千八百四十円」を「八千六十円」に、「一万六千六百円」を「一万七千円」に改め、同表医薬品、医療器具、家庭用品等試験手数料の部定性試験の項金額の欄中「千十円」を「千三十円」に、「二千八百九十円」を「二千九百七十円」に改め、同部定量試験の項試験項目の欄中「アセトアニリド」を「アセトアニリド」に改め、同項金額の欄中「千二百八十円」を「千三百十円」に、「二千三百六十円」を「二千四百二十円」に、「六千三百三十円」を「六千五百十円」に改め、同部微生物試験の項金額の欄中「四千八百八十円」を「四千二百九十円」に、「七千八百四十円」を「八千六十円」に改め、同表臨床化学試験手数料の部金額の欄中「三千九百七十円」を「四千八十円」に、「六千三百三十

円」を「六千五百十円」に、「一万七千五百円」を「一万七千五百円」に改める。

(栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正)

第六条 栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例施行規則(昭和五十六年栃木県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「事務室等」を「事務室」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第2(第8条関係)

事務室の施設の使用料

施設区分	使用率(1月につき)
1 階事務室	127,000円

備考 使用期間が1月に満たない場合は、日割りにより計算した額とする。

(栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正)

第七条 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則(平成五年栃木県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「5,290円」を「5,440円」に、「620円」を「630円」に、「16,000円」を「16,400円」に、「17,300円」を「17,700円」に、「26,700円」を「27,400円」に、「47,000円」を「48,300円」に、「8,910円」を「9,160円」に改める。

(栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正)

第八条 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則(平成十五年栃木県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「640円」を「650円」に、「420円」を「430円」に、「1,680円」を「1,720円」に、「2,670円」を「2,740円」に、「520円」を「530円」に、「1,060円」を「1,090円」に、「2,250円」を「2,310円」に、「1,280円」を「1,310円」に、「1,040円」を「1,060円」に改める。

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(1)機械加工機器類の款NC旋盤の項中「1,210円」を「1,240円」に改め、同款NC複合機の項を削り、同款NC放電加工機の項中「2,930円」を「3,010円」に改め、同款二次元レーザ加工機の項中「5,120円」を「5,260円」に改め、同款自動豆乳製造装置の項中「950円」を「970円」に改め、同款スポンジングマシンの項中「4,580円」を「4,710円」に改め、同款多関節溶接ロボットの項中「1,200円」を「1,230円」に改め、同款超精密加工機の項中「4,790円」を「4,920円」に改め、同款超微細放電加工機の項中「1,350円」を「1,380円」に改め、同款二軸エクストルーダーの項中「3,320円」を「3,410円」に改め、同款包あん機の項中「410円」を「420円」に改め、同款マシニングセンタの項中「3,950円」を「4,060円」に改め、同款ワイドベルトサンダーの項中「1,110円」を「1,140円」に改め、同部(2)材料処理機器類の款小型蒸着缶の項中「880円」を「900円」に改め、同款自動研磨装置の項中「2,000円」を「2,050円」に改め、同款樹脂埋込装置の項及び試料切断機の項中「800円」を「820円」に改め、同款真空凍結乾燥機の項中「490円」を「500円」に改め、同款スパッタリング装置の項中「1,190円」を「1,220円」に改め、同款超高圧試験機の項中「470円」を「480円」に改め、同款電子線描画装置の項中「2,060円」を「2,110円」に改め、同款バイオリアクター装置の項中「910円」を「930円」に改め、同款パンオープンの項中「380円」を「390円」に改め、同款反応性イオンエッチング装置の項中「2,650円」を「2,720円」に改め、同款プラズマエッチング装置の項中「2,370円」を「2,430円」に改め、同款プラズマCVDの項中「5,110円」を「5,250円」に改め、同款プラズマ重合装置の項中「1,220円」を「1,250円」に改め、同款ゆば製造装置の項中「1,050円」を「1,080円」に改め、同部(3)物性試験機器類の款応力測定装置の項中「1,290円」を「1,320円」に改め、同款応力腐食割れ試験装置の項中「460円」を「470円」に改め、同款家具強度試験機(いす用及び箱物用)の項中「550円及び」を削り、「550円」を「560円」に改め、同款クリープ応力試験装置の項中「630円」を「640円」に改め、同款工具動力計の項中「590円」を「600円」に改め、同項の次に次のように加える。

差動型圧力試験機	1 時間につき	680円
----------	---------	------

超音波弾性試験機

1 年間に1回

610円

別表第二の1 栃木県産業技術センターの部(3)物性試験機器類の款軸振動測定器の項を削り、同款実大万能材料試験機の項中「390円」を「400円」に改め、同款多光源分光測色計の項を削り、同款超微小押込み硬さ試験機の項中「3,040円」を「3,120円」に改め、同款テクスチャー測定装置の項中「740円」を「760円」に改め、同款テンプレツサの項中「510円」を「520円」に改め、同款熱膨張試験機の項中「760円」を「780円」に改め、同款粘弾性測定装置の項中「1,010円」を「1,030円」に改め、同款パネル強度試験機の項中「1,510円」を「1,550円」に改め、同款万能材料試験機(二〇〇〇kN)の項中「890円」を「910円」に改め、同款万能材料試験機(五〇〇kN)の項中「1,560円」を「1,600円」に改め、同款万能材料試験機(五〇kN)の項中「790円」を「810円」に改め、同款万能材料試験機(五〇kN、樹脂・ファイバーグラス用)の項中「2,330円」を「2,390円」に改め、同款万能引張試験機の項中「3,150円」を「3,240円」に改め、同款微小部X線応力測定装置の項中「3,090円」を「3,170円」に改め、同款ヒスログラフの項中「650円」を「660円」に改め、同款ヒッカーズ硬さ試験機(ブリネル硬さ試験機、ロックウエル硬さ試験機及びシヨア硬さ試験機を含む。)の項中「380円」を「390円」に改め、同款分光エリプソメータの項中「560円」を「570円」に改め、同款分光測色計の項中「880円」を「900円」に改め、同項の次に次のように加える。

分光測色計(珍品)

1 年間に1回

510円

別表第二の1 栃木県産業技術センターの部(3)物性試験機器類の款マイクロヒッカーズ硬さ試験機の項中「460円」を「470円」に改め、同款焼入性評価試験装置の項中「2,540円」を「2,610円」に改め、同部(4)寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款X線CTスキャンの項中「5,950円」を「6,120円」に改め、同款オートコリメータの項中「1,350円」を「1,380円」に改め、同款温度分布測定システムの項中「560円」を「570円」に改め、同款画像計測三次元測定機の項中「1,820円」を「1,870円」に改め、同款金属顕微鏡の項中「1,250円」を「1,280円」に改め、同款工具顕微鏡の項中「360円」を「370円」に改め、同款コロニーアナライザーシステムの項中「400円」を「410円」に改め、同款三次元座標測定機の項中「1,260円」を「1,290円」に改め、同款三次元レーザデジタイザの項中「850円」を「870円」に改め、同款真円度測定機の項中「940円」を「960円」に改め、同款迅速熱伝導率計の項中「630円」を「640円」に改め、同款生物顕微鏡(食物観察用)の項中「(珍参観測用)」を削り、「450円」を「460円」に改め、同款生物顕微鏡(繊維観察用)の項を削り、同款走査型イオン顕微鏡の項中「12,000円」を「12,300円」に改め、同款走査型電子顕微鏡(金属観察用)の項、走査型電子顕微鏡(食物観察用)の項及び走査型電子顕微鏡(その他観察用)の項中「1,700円」を「1,740円」に改め、同款測定投影機の項の次に次のように加える。

卓上型電子顕微鏡

1 年間に1回

520円

別表第二の1 栃木県産業技術センターの部(4)寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款デジタル顕微鏡の項中「360円」を「370円」に改め、同款電界放射型走査型電子顕微鏡の項中「13,000円」を「13,300円」に改め、同款透過型電子顕微鏡の項中「3,660円」を「3,760円」に改め、同款パネル変位測定装置の項中「530円」を「540円」に改め、同款万能表面形状測定機の項を削り、同款表面粗さ測定機の項中「550円」を「560円」に改め、同款表面形状測定器の項中「1,140円」を「1,170円」に改め、同款プローブ顕微鏡の項中「1,740円」を「1,780円」に改め、同款ブロックゲージ校正装置の項中「930円」を「950円」に改め、同款マイクロフォーカスX線透視検査装置の項中「4,740円」を「4,870円」に改め、同款膜厚計の項を削り、同款摩擦帯電圧測定装置の項中「390円」を「400円」に改め、同款マニピュレータ付顕微鏡の項中「2,180円」を「2,240円」に改め、同部(5)電磁気特性測定機器類の款RFインピーダンスアナライザの項中「200円」を「660円」に改め、同款EMI全自動測定システムの項中「2,000円」を「2,050円」に改め、同款イミューニテシステムシステムの項中「2,650円」を「2,720円」に改め、同款音響分析装置の項中「1,040円」を「1,060円」に改め、同款高低温型磁力測定装置及び磁気特性評価装置の項中「2,400円」を「2,460円」に改め、同款高電圧イミューニテシステムシステムの項中「3,400円」を「3,490円」に改め、同款光電特性評価装置の項中「2,000円」を「2,050円」に改め、同款全自動測定装置の項中「4,260円」を「4,380円」に改め、同款

絶縁・耐圧試験装置の項中「440円」を「450円」に改め、同款耐ノイズ試験装置の項中「2,210円」を「2,270円」に改め、同款電磁波妨害源探査装置の項中「430円」を「440円」に改め、同款伝導性高周波イミューニテシステムの項中「1,290円」を「1,320円」に改め、同款光スペクトラムアナライザの項中「470円」を「480円」に改め、同款ベクトルネットワークアナライザの項中「530円」を「540円」に改め、同款マイクロ波ネットワークアナライザの項中「1,510円」を「1,550円」に改め、同部(6)分析機器類の款イオンクロマトグラフ(陰イオン用)の項中「920円」を「940円」に改め、同款イオンクロマトグラフ(有機酸用)の項中「1,210円」を「1,240円」に改め、同款液体クロマトグラフ(脂質用)の項中「720円」を「740円」に改め、同款液体クロマトグラフ質量分析計の項中「4,430円」を「4,550円」に改め、同款液体クロマトグラフ(分析・分取システム)の項中「1,250円」を「1,280円」に改め、同款X線光電子分光装置の項中「9,600円」を「9,820円」に改め、同款X線マイクロアナライザの項中「3,670円」を「3,770円」に改め、同款エネルギー分散型蛍光X線分析装置の項中「1,030円」を「1,050円」に改め、同款オーシエ電子分光装置の項中「12,850円」を「13,200円」に改め、同款ガスクロマトグラフ質量分析計の項中「2,970円」を「3,050円」に改め、同款ガスクロマトグラフ質量分析計(熱分解用)の項中「2,750円」を「2,820円」に改め、同款カルボン酸分析計の項中「1,460円」を「1,500円」に改め、同款キャピラリーガスクロマトグラフの項中「560円」を「570円」に改め、同款蛍光X線分析装置の項中「1,010円」を「2,460円」に改め、同款原子吸光分光光度計(化学分析用)の項中「2,240円」を「2,300円」に改め、同款原子吸光分光光度計(食物分析用)の項中「1,160円」を「1,190円」に改め、同款高速アミノ酸分析計の項中「1,850円」を「1,900円」に改め、同款高速液体クロマトグラフの項中「1,100円」を「1,130円」に改め、同款固体発光分光分析装置の項中「920円」を「940円」に改め、同款酸素窒素同時分析装置の項中「2,410円」を「2,470円」に改め、同款紫外可視分光光度計の項中「380円」を「390円」に改め、同款自記分光光度計の項中「390円」を「400円」に改め、同款示差熱天びんの項中「850円」を「870円」に改め、同款示差熱量計の項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同款自動滴定装置(電気伝導度電極)の項中「350円」を「360円」に改め、同款自動表面積測定装置の項を削り、同款炭素硫黄同時分析装置の項中「2,720円」を「2,790円」に改め、同款窒素蒸留滴定装置の項中「420円」を「430円」に改め、同款電子スピノ共鳴装置の項中「1,950円」を「2,000円」に改め、同款微小部蛍光X線分析装置の項中「2,510円」を「2,580円」に改め、同款ビタミンC計の項を削り、同款微量香氣成分分析装置の項中「4,430円」を「4,550円」に改め、同款フーリエ変換赤外分光光度計の項中「1,700円」を「1,740円」に改め、同款プラズマ発光分析装置の項中「2,790円」を「2,860円」に改め、同款粒度分布測定装置(レーザー回折式)の項中「980円」を「1,000円」に改め、同部(7)環境試験機器類の款環境試験装置の項中「3,210円」を「3,300円」に改め、同款キセノウエザーメータの項を削り、同款建材耐久試験装置の項中「3,420円」を「3,510円」に改め、同款中温恒温恒湿装置の項中「~~510円~~」を「~~520円~~」に改め、同款低温恒温恒湿装置の項中「180円」を「450円」に改め、同款電子機器用試験槽の項中「1,470円」を「1,510円」に改め、同款中

適合環境試験装置	1時間につき	4,660円	を
----------	--------	--------	---

適合環境試験装置	(1) 温度湿度条件を伴う場合	1時間につき	4,790円	に
	(2) 温度湿度条件を伴わない場合	1時間につき	3,240円	

改め、同部(8)設計・デザイン支援機器類の款CADシステムの項中「1,960円」を「2,010円」に改め、同款構造解析装置の項を削り、同款レンジリングCADの項中「370円」を「380円」に改め、同部(9)その他の款温度勾配増殖測定装置の項中「510円」を「520円」に改め、同款機械計測支援装置の項を削り、同款切削抵抗測定装置の項中「630円」を「640円」に改め、同款多点風速計の項、データ収録装置の項及び電圧印加装置の項を削り、同款においセンサの項中「6,040円」を「6,210円」に改め、同款微生物熱量計の項中「820円」を「890円」に改め、同款マイクロプレートリーダーの項中「360円」を「370円」に改め、同表の2栃木県産業技術センター繊維技術支援センターの部(1)機械加工機器類の款編立性試験機の項中「590円」を「600円」に改め、同款クロセットレース機の項中「400円」を「410円」に改め、同款コンビネーション意匠ねん糸機の項を削り、同款サンプル整経機の項中「1,560円」を「1,600円」に改め、同款スピンドルスター

の項中「780円」を「800円」に改め、同款ダブルカバリングマシンの項を削り、同款トーションレース機(96/45)の項中「880円」を「900円」に改め、同款トーションレース機(64/32)の項中「870円」を「890円」に改め、同款ドロイングマシンの項を削り、同款丸編機(一重編)の項中「1,820円」を「1,870円」に改め、同款丸編機(二重編)の項中「1,850円」を「1,900円」に改め、同款丸編機(旧型)の項中「1,760円」を「1,810円」に改め、同款見本織物用織機の項中「630円」を「640円」に改め、同款横編機の項中「1,570円」を「1,610円」に改め、同款横編機(旧型)の項中「700円」を「720円」に改め、同款レピア織機の項中「1,070円」を「1,100円」に改め、同款ワインダー(織機用)の項中「480円」を「490円」に改め、同部②材料処理機器類の款高圧蒸気試験機の項中「390円」を「400円」に改め、同款高温高圧液流染色試験機の項中「1,110円」を「1,140円」に改め、同款高温高圧ロータリー染色機の項中「680円」を「690円」に改め、同款高温スチーマーの項中「980円」を「1,000円」に改め、同款コーティングマシンの項中「1,910円」を「1,960円」に改め、同款染色機(かせ糸用)の項中「1,140円」を「1,170円」に改め、同款染色機(試験用)の項中「360円」を「370円」に改め、同款ニット仕上機の項中「420円」を「430円」に改め、同款のり付け機の項及び噴霧乾燥機の項を削り、同部③物性試験機器類の款KES官能システムの項中「1,500円」を「1,540円」に改め、同款衝撃試験機の項中「1,670円」を「1,710円」に改め、同款経糸抱合力試験機の項中「1,040円」を「1,060円」に改め、同款万能引張試験機(五〇kN)の項中「1,950円」を「2,000円」に改め、同款万能引張試験機(五kN)の項中「1,020円」を「1,040円」に改め、同款保温性試験機の項中「930円」を「950円」に改め、同款磨耗試験機の項中「940円」を「960円」に改め、同部④寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款赤外線温度解析装置の項を削り、同款走査型電子顕微鏡の項中「1,700円」を「1,740円」に改め、同款デジタルマイクロスコープの項中「810円」を「830円」に改め、同部⑤分析機器類の款自記分光光度計の項中「630円」を「640円」に改め、同款測色システムの項中「500円」を「510円」に改め、同款熱分析装置の項中「1,470円」を「1,510円」に改め、同款フーリエ変換赤外分光光度計の項中「400円」を「410円」に改め、同款分光測色計の項を削り、同部⑥環境試験機器類の款フュードメータの項中「840円」を「860円」に改め、同部⑦設計・デザイン支援機器類の款CADシステムの項中「1,220円」を「1,250円」に改め、同款コンピュータグラフィックスの項中「410円」を「420円」に、「930円」を「950円」に改め、同款ジャガード織物設計システムの項中「570円」を「580円」に改め、同部⑧その他の款を削り、同表の3栃木県産業技術センター県南技術支援センターの部①機械加工機器類の款圧縮成形機の項中「500円」を「510円」に改め、同款NC旋盤の項中「1,160円」を「1,190円」に改め、同款高精度立形NCフライス盤の項中「1,230円」を「1,260円」に改め、同款自動研磨装置の項中「1,300円」を「1,330円」に改め、同款射出成形機の項中「1,480円」を「1,520円」に改め、同款複合材料試験機の項中「870円」を「890円」に改め、同款粉砕機の項を削り、同款マシニングセンタの項中「2,000円」を「2,050円」に改め、同部②材料処理機器類の款樹脂埋込装置の項中「800円」を「820円」に改め、同款箱形電気炉の項中「440円」を「450円」に改め、同部③物性試験機器類の款自動突固め装置の項中「400円」を「410円」に改め、同款すりへり試験機の項中「650円」を「660円」に改め、同款電動式CBR試験装置の項中「750円」を「770円」に改め、同款熱変形温度試験機の項中「980円」を「1,000円」に改め、同款万能材料試験機(五〇〇kN)の項中「1,560円」を「1,600円」に改め、同款万能材料試験機(五〇kN)の項中「1,150円」を「1,180円」に改め、同款ヒツカーズ硬さ試験機(ブリネル硬さ試験機、ロックウエル硬さ試験機及びシヨア硬さ試験機を含む。)の項中「380円」を「390円」に改め、同款マイクロヒツカーズ硬さ試験機の項中「460円」を「470円」に改め、同部④寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款金属顕微鏡の項中「1,420円」を「1,460円」に改め、同款三次元座標測定機(高精度)の項を削り、同款三次元座標測定機(超高精度)の項中「(超計基礎)」を削り、「1,260円」を「1,290円」に改め、同款三次元スキヤニングシステムの項中「760円」を「780円」に改め、同款走査型電子顕微鏡の項中「1,700円」を「1,740円」に改め、同款万能投影機の項中「1,150円」を「1,180円」に改め、同款表面粗さ測定機の項中「550円」を「560円」に改め、同部⑤分析機器類の款X線分析装置の項中「2,350円」を「2,410円」に改め、同款蛍光X線分析装置の項中「1,010円」を「2,460円」に改め、同款原子吸光分光光度計の項中「1,440円」を「1,480円」に改め、同款示差熱分析装置の項中「650円」を「660円」に改め、同款フーリエ変換赤外分光光度計の項中「1,580円」を「1,620円」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>粒度分布測定装置(レーザ回折式)</p>	<p>1 設置につき 1,000円</p>
-------------------------	-----------------------

別表第二の3 栃木県産業技術センター県南技術支援センターの部⑥環境試験機器類の款恒温恒湿装置の項

中「580円」を「590円」に改め、同部(7)設計・デザイン支援機器類の款FDMシステムの項中「3,220円」を「3,310円」に改め、同部(8)その他の款高速ビデオ装置の項を削り、同表の4栃木県産業技術センター繊維物技術支援センターの部(2)材料処理機器類の款12色回転ポット染色機の項中「400円」を「410円」に改め、同部(4)寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款マイクロスコープの項中「360円」を「370円」に改め、同部(5)分析機器類の款分光測色計の項中「370円」を「380円」に改め、同表の5栃木県産業技術センター窯業技術支援センターの部(1)機械加工機器類の款圧力鑄込装置の項中「350円」を「360円」に改め、同款研磨機の項中「370円」を「380円」に改め、同款フィルタープレスの項を削り、同部(2)材料処理機器類の款小型自動電気炉の項中「410円」を「420円」に改め、同部(3)物性試験機器類の款真比重測定装置の項中「530円」を「540円」に改め、同款曲げ試験機の項中「460円」を「470円」に改め、同部(5)分析機器類の款小型蛍光X線分析装置の項及び原子吸光分光光度計の項中「1,010円」を「1,030円」に改め、同款熱分析装置の項中「1,330円」を「1,360円」に改める。

(栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部改正)

第九条 栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則(平成十五年栃木県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表の栃木県産業技術センター手数料細目表の部第一項第一号中「三千九百六十円」を「四千七十円」に、「二千三百六十円」を「二千四百二十円」に、「三千九百九十円」を「四千百円」に、「二千三百九十円」を「二千四百五十円」に、「三千三百三十円」を「三千四百二十円」に改め、同項第二号及び第三号中「二千四百円」を「二千四百六十円」に、「千十円」を「千三十円」に、「三千三百三十円」を「三千四百二十円」に改め、同項第四号中「二万三千七百円」を「二万四千三百円」に、「千十円」を「千三十円」に改め、同項第五号中「千十円」を「千三十円」に改め、同項第六号中「三千二百十円」を「三千三百円」に、「二千百三十円」を「二千百九十円」に、「五千四百円」を「五千五百五十円」に、「千九百七十円」を「二千二十円」に、「二千二百五十円」を「二千三百十円」に、「一万三千円」を「一万三千三百円」に、「一万百円」を「一万三百円」に、「五千七百円」を「五千八百六十円」に改め、同項第七号中「八百八十円」を「九百円」に改め、同項第八号中「千十円」を「千三十円」に、「二千百三十円」を「二千百九十円」に、「一万六千円」を「一万六千四百円」に改め、同項第九号中「七千五百円」を「七千七百十円」に改め、同項第十号中「七百六十円」を「七百八十円」に、「三千三百三十円」を「三千四百二十円」に改め、同部第二項第一号中「三千三百三十円」を「三千四百二十円」に改め、同項第二号中「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に改め、同部第三項第一号から第三号までの規定中「千二百八十円」を「千三百十円」に改め、同項第四号中「千四百九十円」を「千五百三十円」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「千二百八十円」を「千三百十円」に改め、同項第八号中「千九百二十円」を「千九百七十円」に改め、同項第九号中「二千二百五十円」を「二千三百十円」に改め、同項第十号中「千九百二十円」を「千九百七十円」に、「六千三百三十円」を「六千五百十円」に改め、同部第四項第一号から第六号までの規定中「千四百九十円」を「千五百三十円」に改め、同項第七号中「千十円」を「千三十円」に改め、同部第五項第一号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第二号中「三百七十円」を「三百八十円」に改め、同項第三号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第四号中「五百円」を「五百十円」に改め、同項第五号中「千十円」を「千三十円」に改め、同項第六号中「八千二百六十円」を「八千四百九十円」に改め、同項第七号中「千三百九十円」を「千四百二十円」に改め、同項第八号及び第九号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第十号中「四千七百円」を「四千八百三十円」に改め、同項第十一号から第十三号までの規定中「二万四千元」を「二万四千六百円」に改め、同項第十四号中「千五百六十円」を「千六百百円」に改め、同項第十五号中「五千二百円」を「五千三百四十円」に改め、同項第十六号中「五万七千八百円」を「五万九千四百円」に改め、同部第六項第一号中「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に改め、同項第二号中「三千二百十円」を「三千三百円」に改め、同項第三号中「三千八百五十円」を「三千九百六十円」に改め、同項第四号中「六千三百三十円」を「六千五百十円」に改め、同部第七項第一号中「七百六十円」を「七百八十円」に、「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に、「千四百九十円」を「千五百三十円」に改め、同項第二号中「八百八十円」を「九百円」に、「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に改め、同部第八項第一号中「千三百九十円」を「千四百二十円」に改め、同項第二号中「二千四百六十円」を「二千五百三十円」に改め、同項第三号中「四千百八十円」を「四千二百九十円」に改め、同項第四号中「四千七百二十円」を「四千八百五十円」に改め、同項第五号中「六千六百六十円」を「六千八百五十円」に改め、同項第六号中「二千六百七十円」を「二千七百四十円」に改め、同項第七号中「三千三百三十円」を「三千四百二十円」に改め、同項第八号中「二千六百七十円」を「二千七百四十円」に改め、同項

第九号中「三千六百元」を「三千七百元」に改め、同項第十号中「六千七百七十円」を「六千九百六十円」に、「三万九千二百円」を「四万三百円」に、「二万五千五百円」を「二万二千五百円」に改め、同項第十一号中「四千六百十円」を「四千七百四十円」に改め、同項第十二号及び第十三号中「五千四百七十円」を「五千六百二十円」に改め、同項第十四号中「二万二千四百円」を「二万三千元」に、「一万六千元」を「一万六千四百円」に、「七千八百十円」を「八千三十円」に改め、同項第十五号中「六万四千三百円」を「六万六千五百円」に、「四万七百元」を「四万八千八百円」に改め、同項第十六号中「八百八十円」を「九百円」に、「千四百九十円」を「千五百三十円」に、「千六百元」を「千六百四十円」に、「六千六百六十円」を「六千八百五十円」に、「六千三百三十円」を「六千五百十円」に、「一万三千五百円」を「一万三千八百円」に、「一万四千八百円」を「一万五千二百円」に改め、同号(3)に次のように加える。

へ マイクロプレートリトグラフによる分析

五万七千五百円

別表の栃木県産業技術センター手数料細目表の部第八項第十六号中「六千二百円」を「六千三百七十円」に改め、同部第九項第一号中「四千六百十円」を「四千七百四十円」に改め、同項第二号中「二万千元」を「二万六千六百円」に改め、同項第三号中「六千六百五十円」を「六千八百四十円」に改め、同項第四号中「二万七千七百円」を「二万二千三百円」に改め、同項第五号中「三千八百十円」を「三千九百十円」に改め、同表の栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表の部第一項第一号中「三百七十円」を「三百八十円」に、「五百円」を「五百十円」に、「六百四十円」を「六百五十円」に改め、同項第二号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第三号中「八百八十円」を「九百円」に改め、同項第四号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第五号中「千三百九十円」を「千四百二十円」に改め、同項第六号中「千八百二十円」を「千八百七十円」に改め、同項第七号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第八号中「千三百九十円」を「千四百二十円」に改め、同項第九号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第十号中「千三百九十円」を「千四百二十円」に改め、同項第十一号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第十二号中「千三百九十円」を「千四百二十円」に改め、同項第十三号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第十四号中「千三百九十円」を「千四百二十円」に改め、同項第十五号中「千十円」を「千三十円」に改め、同項第十六号から第十八号までの規定中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第十九号及び第二十号中「千十円」を「千三十円」に改め、同項第二十一号中「千八百十円」を「千二百十円」に改め、同項第二十二号中「千八百二十円」を「千八百七十円」に改め、同項第二十三号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第二十四号中「千二百八十円」を「千三百十円」に改め、同項第二十五号中「八百八十円」を「九百円」に改め、同部第二項第一号中「千八百二十円」を「千八百七十円」に改め、同項第二号中「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に、「三千四百三十円」を「三千五百二十円」に改め、同部第三項第一号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第二号中「三千八百十円」を「三千九百十円」に改め、同項第三号中「四千六百十円」を「四千七百四十円」に改め、同表の栃木県産業技術センター県南技術支援センター手数料細目表の部第一項第一号中「三千九百六十円」を「四千七十円」に、「二千三百六十円」を「二千四百二十円」に、「三千九百九十円」を「四千五百円」に、「二千三百九十円」を「二千四百五十円」に改め、同項第二号及び第三号中「二千四百円」を「二千四百六十円」に、「千十円」を「千三十円」に改め、同項第四号及び第五号中「千十円」を「千三十円」に改め、同号中「二千百三十円」を「二千百九十円」に改め、同部第二項第一号中「三千三百三十円」を「三千四百二十円」に改め、同項第二号中「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に改め、同部第三項第一号から第三号までの規定中「千四百九十円」を「千五百三十円」に改め、同項第四号及び第五号中「八百八十円」を「九百円」に改め、同項第六号中「千十円」を「千三十円」に改め、同項第七号中「千四百九十円」を「千五百三十円」に改め、同項第八号中「千十円」を「千三十円」に改め、同項第九号中「千四百九十円」を「千五百三十円」に改め、同項第十号中「八百八十円」を「九百円」に改め、同項第十一号中「千四百九十円」を「千五百三十円」に改め、同項第十二号中「千十円」を「千三十円」に改め、同部第四項第一号中「二千六百七十円」を「二千七百四十円」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「二千四百六十円」を「二千五百三十円」に改め、同項第五号中「四千二百八十円」を「四千四百円」に改め、同項第六号中「六千六百六十円」を「六千八百五十円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「三千三百三十円」を「三千四百二十円」に改め、同項第十号中「四千二百八十円」を「四千四百円」に改め、同項第十一号中「二千八百九十円」を「二千九百七十円」に改め、同項第十二号中「一万八千二百円」を「一万八千七百円」に改め、同項第十三号中「一万五千五百円」を「一万八千八百円」に改め、同項第十四号中「二千四百六十円」を「二千五百三十円」に改め、同部第五項第一号中「千三百九十円」を「千四百二十円」に改め、同項第二号中「二千四百六十円」を「二千五百三十円」に改め、同項第三号中「四千百八十円」を「四

千二百九十円」に改め、同項第四号中「四千七百二十円」を「四千八百五十円」に改め、同項第五号中「六千六百六十円」を「六千八百五十円」に改め、同項第六号中「二千六百七十円」を「二千七百四十円」に改め、同項第七号中「三千三百三十円」を「三千四百二十円」に改め、同項第八号中「四千六百十円」を「四千七百四十円」に改め、同項第九号及び第十号中「五千四百七十円」を「五千六百二十円」に改め、同表の栃木県産業技術センター・繊維物技術支援センター手数料細目表の部第一項第一号中「千二百八十円」を「千三百十円」に、「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に改め、同項第二号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同部第二項第一号中「二千二百五十円」を「二千三百十円」に改め、同項第二号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第三号中「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に、「五千五百五十円」を「五千二百九十円」に改め、同部第三項第一号中「千九百二十円」を「千九百七十円」に、「一万三千三百円」を「一万三千六百円」に改め、同項第二号中「千八百十円」を「千二百十円」に、「三万二千五百円」を「三万三千円」に改め、同表の栃木県産業技術センター・産業技術支援センター手数料細目表の部第一項第一号中「四千六百十円」を「四千七百四十円」に改め、同項第二号中「五百円」を「五百十円」に改め、同項第三号中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項第四号中「千七百円」を「千七百四十円」に改め、同部第二項第一号中「四千六百十円」を「四千七百四十円」に改め、同項第二号中「五千四百七十円」を「五千六百二十円」に改める。

(栃木県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第十条 栃木県収入証紙条例施行規則(平成十六年栃木県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(文書学事課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第八号

栃木県立美術館管理規則及び栃木県立博物館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県立美術館管理規則及び栃木県立博物館管理規則の一部を改正する規則

(栃木県立美術館管理規則の一部改正)

第一条 栃木県立美術館管理規則(昭和四十七年栃木県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「1,600円」を「1,640円」に、「3,210円」を「3,300円」に、「2,130円」を「2,190円」に改める。

(栃木県立博物館管理規則の一部改正)

第二条 栃木県立博物館管理規則(昭和五十七年栃木県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,600円」を「1,640円」に、「3,210円」を「3,300円」に、「2,130円」を「2,190円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の栃木県立美術館管理規則別表第一の規定及び第二条の規定による改正後の栃木県立博物館管理規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に美術資料又は博物館資料の撮影、模写又は模造等の許可を受ける者に係る使用料について適用し、同日前に美術資料又は博物館資料の撮影、模写又は模造等の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

(生涯学習課)